

正誤表

『税理士事務所スタッフは見た！ ある資産家の相続』（令和3年3月3日発行）において、誤りがございましたので、お詫びの上、下記のとおり訂正させていただきます。

税務研究会出版局

62 ページ 梅沢先輩の一番下のセリフ中、
「孫の妻だけ2割加算の対象になるよ。」を削除。

147 ページ 1次相続で母が全部相続の表の下

(誤)

1次相続

子の納税額=1億600万円×40%−1,700万円=2,540万円

2次相続

1次相続では配偶者の軽減により納税なし

(正)

1次相続

1次相続では配偶者の軽減により納税なし

2次相続

子の納税額=1億600万円×40%−1,700万円=2,540万円